

Lプラン (関西電力エリア)

株式会社 リンク

目次

第1条（適用）	2
第2条（本約款の変更）	2
第3条（Lプランー従量電灯 A）	3
第4条（Lプランー従量電灯 B）	4
第5条（Lプランー低圧電力）	6
第6条（燃料費調整）	8
第7条（その他）	10
第8条（電気需給約款一般条項に関する本約款の特則）	10
別表1	11

Lプラン

第1条（適用）

このLプラン選択約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が本約款第3条、第4条及び第5条に定義される「Lプラン」にて当社と電気需給契約を締結し、又は「Lプラン」に当社との電気需給契約を変更する場合に、当社の電気需給約款（関西電力エリア）（以下、「需給約款」といいます。）及び当社が送配電会社と締結した接続供給契約（以下、「接続供給契約」といいます。）に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。以下、電気需給契約、需給約款、及び本約款を併せて「本契約」といいます。なお、需給約款において定義される用語は、本約款においても同一の意味を有するものといたします。

本約款は、2019年2月1日より実施いたします。

第2条（本約款の変更）

- （1）送配電会社の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により需給約款及び本約款変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、需給約款及び本約款を変更することがあります。この場合には、需給約款及び本約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款及びLプラン選択約款によります。なお、当社は、需給約款及び本約款を変更する際には、当社所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じてお客様にあらかじめお知らせいたします。
- （2）消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づき、需給約款及び本約款に定める供給条件及び電気需給契約に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款、Lプラン選択約款、及び電気料金によります。
- （3）当社は、送配電会社の電気料金が改定された場合、又は発電費用若しくは電気の調達コストの変動その他の合理的な理由により料金改定が必要となる場合は、次の手順に従い、電気需給契約における新たな料金単価を定めることができます。
 - ① 当社は事前に新たな料金単価、及びその適用開始日（以下、「新料金単価適用開始日」といいます。）を書面、電子メール等でお客様に通知いたします。
 - ② お客様は、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の15日前までに、当社に対して所定の様式にて解約を通知することで本契約を解約することができます。この場合には、電気需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものといたします。
 - ③ 上記②に定める期限までに、お客様より解約の通知がない場合は、お客様は新た

な料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。

- (4) 当社は、本条の規定により需給約款及び本約款を変更する場合において、電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付については、当該変更をしようとする事項、小売電気事業者の名称及び住所、契約年月日及び供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとします。ただし、当該変更が法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の実質的な変更を伴わないものである場合、電気事業法その他の法令に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付についてはこれを行わないものとします。

第3条（Lプラン—従量電灯 A）

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ① 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力（動力）とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電圧等

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行います。

(4) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、需給約款第11条（1）によって算定され

た燃料費調整額及び需給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）
（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

本プランについて基本料金はありません。

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分	電力量料金単価 (税込)
最初の15キロワット時まで（定額）	334円82銭
15キロワット時をこえ120キロワット時までの 1キロワット時につき	19円95銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	25円33銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円32銭

第4条（Lプラン—従量電灯B）

（1）適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ① 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1需要場所において低圧電力（動力）とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

（2）供給電圧等

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

（3）契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量

- ① 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに需給約款別表2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、需給約款別表3「契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- ② お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、需給約款別表4「契約容量及び契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社及び送配電会社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、需給約款第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量	基本料金（税込）
1キロボルトアンペアにつき	388円80銭

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分	電力量料金単価 （税込）
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	17円59銭

120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	20円82銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	22円58銭

第5条（Lプラン—低圧電力）

（1）適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ① 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計又は契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- ③ 1か月の使用電力量が1キロワットあたり144キロワット時以下であること。

（2）供給電圧等

供給電気方式及び供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとすることがあります。

（3）契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（4）契約電力

- ① 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、需給約款別表2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の（ア）の係数を乗じてえた値の合計に（イ）の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客様に施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は需給約款別表4「契約容量及び契約電力の算定方法」に準じて算定し、（イ）の係数を乗じないものといたします。

（ア）契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント

	上記以外のものの入力につき	90パーセント
--	---------------	---------

(イ) 上記(ア)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

- ② お客様が契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、需給約款別表4「契約容量及び契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社及び送配電会社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、需給約款第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)

(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、次の③によって力率割引又は割増しをする場合は、力率割引又は割増しをしたものといたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力	基本料金(税込)
1キロワットにつき	1,005円48銭

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1か月に夏季及びその他季がともに含まれる場合には、計量値で計量できる場合を除き、その1か月の使用電力量をその1か月に含まれる夏季及びその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

従量区分	電力量料金単価(税込)	
1キロワット時につき	夏季料金	その他季料金

	1 4 円 3 5 銭	1 2 円 9 0 銭
--	-------------	-------------

③ 力率割引及び割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって需給約款別表 5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（上記（4）②により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、需給約款別表 6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては 90 パーセント、取り付けでないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその 1 か月の力率は、85 パーセントとみなします。

④ 負荷率割引

負荷率割引は、契約電力とその 1 か月の使用電力量によって算定することとし、1 か月の使用電力量が 1 キロワットあたり 70 キロワット時以下である場合に、1 キロワットにつき一律で適用いたします。

1 か月の使用電力量	負荷率割引単価 (税込)
1 キロワットあたり 70 キロワット時以下のとき 1 キロワットにつき	1 0 8 円 0 0 銭
1 キロワットあたり 70 キロワット時をこえるとき	適用外

第 6 条（燃料費調整）

（1） 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は、その 1 か月の使用電力量に、以下の方法により算定される燃料費調整単価を適用して算定いたします。

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格
 α 、 β 、 γ = 別表 1 に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格及び 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。なお、燃料価格 X は別表 1 に定めるものとします。ただし、平均燃料価格は別表 1 の通り上限値を定め、上限値を超える平均燃料価格においては、上限値に置き換えるものとします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価} / 1,000$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次のとおり適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針／計量日から 6 月の検針／計量日前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針／計量日から 7 月の検針／計量日前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針／計量日から 8 月の検針／計量日前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針／計量日から 9 月の検針／計量日前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針／計量日から 10 月の検針／計量日前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針／計量日から 11 月の検針／計量日前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針／計量日から 12 月の検針／計量日前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針／計量日から 翌年の 1 月の検針／計量日前日までの期間

毎年 9 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの期間	翌年の 1 月の検針／計量日から 2 月の検針／計量日前日までの期間
毎年 1 0 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの期間	翌年の 2 月の検針／計量日から 3 月の検針／計量日前日までの期間
毎年 1 1 月 1 日から 翌年の 1 月 3 1 日までの期間	翌年の 3 月の検針／計量日から 4 月の検針／計量日前日までの期間
毎年 1 2 月 1 日から 翌年の 2 月末日までの期間	翌年の 4 月の検針／計量日から 5 月の検針／計量日前日までの期間

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1, 0 0 0 円変動した場合の値とし、別表 1 に定めるものとします。

第 7 条 (その他)

その他本約款に定めのない事項は、需給約款に定めるところによるものといたします。

第 8 条 (電気需給約款一般条項に関する本約款の特則)

(1) 契約期間

需給約款第 5 条 (3) の定めに拘わらず、「L プラン」による電気需給契約の契約期間は、契約成立時より 3 年間とします。なお、期間満了の 1 か月前までにいずれの当事者からも終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も 3 年ごとに同一条件で自動更新されます。

(2) 違約金

前号に掲げる契約期間内に「L プラン」による電気需給契約を解約される場合は、契約解除料として金 9, 8 0 0 円 (不課税) をお支払いいただきます。

ただし、以下の場合を除きます。

- ① 更新月 (供給開始月 (供給契約が更新された場合には、更新された月) から起算して 3 6 ケ月目とその翌月を指すものとします。) に解約される場合
- ② 非常変災等、お客様の責めに帰さない事由によりやむを得ず解約される場合

以上

別表1

燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係 数	α	0. 0 1 4 0
	β	0. 3 4 8 3
	γ	0. 7 2 2 7
燃料価格	X	2 7, 1 0 0 円
平均燃料価格の上限値	—	4 0, 7 0 0 円
基準単価 (1 キロワット時につき)	低圧	1 6 銭 2 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

以上